

# 財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

——カタラ準備草案の検討を手がかりとして——

荻野奈緒

## 【目次】

序

I 我が国における判例および学説の状況

1 判例の状況

2 学説の状況

II カタラ準備草案における「契約解消後の原状回復」の概要

1 緒論

2 契約解消後の原状回復の位置づけ

3 原状回復の範囲

4 小括

III カタラ準備草案における「用益の補償」の扱い

1 緒論

2 従来の判例の立場

3 カタラ準備草案の立場

IV 若干の検討

1 フランスにおける議論から示唆される検討の視角

2 我が国における議論の再検討

3 結びにかえて

序

財産権移転型契約が無効、取消しまたは解除によって解消され、譲受人に既に引渡されていた目的物が譲渡人に返還されるべき場合、譲受人は、当該目的物を使用したことによる利益をも返還しなければならないのか。<sup>1)</sup>

我が国においては、従来、契約が無効とされまたは取り消された場合の譲渡人の譲受人に対する使用利益返還請求については、目的物の返還請求とともに不当利得返還請求権によって基礎つけたうえで、占有者の果実收受権（とりわけ民法一八九条）との関係に関する議論が展開されてきた。これに対し、契約が解除された場合の譲渡人の譲受人に対する使用利益返還請求については、解除による原状回復義務の範囲の問題として議論が展開されてきた。その後、不当利得の分野でいわゆる類型論が有力になり、契約が無効とされまたは取り消された場合における不当利得の問題が、誤って履行された契約の清算の問題であることが強調されるようになって以降は、契約が無効とされまたは取り消された場合と解除された場合とを統一的に把握するべきだとの指摘がなされるようになったものの、譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務の問題に関する議論は、未だ収束には至っていないように思われる。

また、我が国における従来の議論に際しては、主としてドイツ法が参照され、フランス法はほとんど検討の対象とされてこなかった<sup>(3)</sup>。そのことは、フランス民法典が、契約解消後の原状回復（*restitution*）に関する明文規定を有しておらず、当時の議論も低調であったことに鑑みれば、やむを得ないことであつたように思われる。しかしながら、二〇〇五年九月二日に公表されたカタラ準備草案<sup>(4)</sup>には、第三章（*titre*）「債務」・第一小章（*sous-titre*）「契約および合意による債務一般」・第三節（*chapitre*）「合意の効果」の中に、「契約解消後の原状回復」と題する第六款（*section*）が存在する（一一六一一条ないし一一六四一六条）。そして、同款の起草担当者である Yves-Marie SERINERF によれば、これらの規定は、最先端の学説による提案や、判例によって認められた解決を総合し、《原状への復帰》（*retour au status quo ante*）に合致するような一般的ルールを提示しようとするものであるという。このように、近年ではフランスにおいても一定の議論が展開され、それがカタラ準備草案に結実しているのだとすれば、その内容を紹介しておくことは一定の意義が認められよう。

本稿は、以上のような現状認識のもと、財産権移転型契約が解消された場合の使用利益の返還をめぐる問題について、カタラ準備草案およびその前後に展開された議論の内容を紹介・検討することを目的とするものである。論述の順序は次のとおりである。まず、我が国における議論の状況を確認しておく（Ⅰ）。次に、カタラ準備草案が契約解消後の原状回復をどのような制度として構想しているのかを概観したうえで（Ⅱ）、使用利益の返還に関する規定について、従来の議論をふまえ、紹介・検討する（Ⅲ）。最後に、フランスにおける近時の議論が日本法にどのような示唆を与え得るのかに言及して（Ⅳ）、本稿を閉じることとしたい。

## Ⅰ 我が国における判例および学説の状況

### 1 判例の状況

財産権移転型契約が無効、取消しまたは解除によつて解消され、譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務の有無が争われた事案に関する我が国の判例としては、以下のものが存在する。<sup>(5)</sup> 売買契約が取り消された事案に関するものと、売買契約が解除された事案に関するものとに分けて紹介する。

#### (1) 売買契約が取り消された事案に関する判例

売買契約が取り消された事案において、買主の使用利益返還義務の有無について判断した判例としては、次のものがある。

【1】 大判大正一四年一月二〇日民集四卷一頁

大正四年二月二六日、当時未成年であつたXの後見人Aは、Xを代理して、Xの所有する本件不動産をYに売り渡した。Yは、本件不動産のうち本件第一号建物に居住するとともに、本件第二号および第三号建物は他に賃貸していた。ところが、本件売買は、親族会の同意を得ずになされたものであつたため、Xはこれを取り消したうえ、Yに対し、使用利益等の返還を求めた。これに対し、Yは、自らは善意の占有者であるからその返還義務を負わないと主張した。原审は、Yが本件第二号および第三号建物を他に賃貸して得た賃料については民法一八九条・一九〇条によつてXに返還する義務を負わないが、第一号建物についてはY自身が居住していたものであるからこれら規定の適用はないとして、Xによる使用利益の返還請求を一部認容した。Yが上告。

大審院は、「善意ノ占有者ハ占有物ヨリ生スル天然果実及法定果実ヲ取得スルコトハ民法第百八十九条ノ規定スル処ナルカ故ニYカ本件第一号建物ヲ善意ニテ占有セル間ハ縦令之ヨリ法定果実ヲ生スルモXニ於テ之ヲ取得スルコトヲ得サルモノトス然レハYカ善意ニテ為セル占有ノ為ニXカ該建物ヲ他ニ賃貸シ其ノ賃料ヲ收取スルコトヲ得サリシトスルモ右賃料ノ如キハ建物ノ法定果実ニシテXハ前記ノ規定ニ依リ本来之ヲ取得スルコトヲ得サルモノナレハXニ於テ不当ニ損害ヲ被リタルモノト謂フヲ得ス」として、原判決を破棄した。

(2) 売買契約が解除された事案に関する判例

売買契約が解除された事案において、買主の使用利益返還義務の有無について判断した判例としては、以下のものがある。

## 【2】 大判昭和二十一年五月一日民集一五卷八〇八頁

Xの先代Aは、大正九年一〇月二五日、その所有する本件家屋を代金一三〇〇円でYに売却し、これをYに引き渡すとともに代金の内金二〇〇円の支払いを受け、残代金は年賦弁済にすることとした。ところが、Yが約定の支払期日を経過しても残代金を支払わないため、Xは、催告のうえ、本件売買契約を解除し、Yに対して本件家屋の明渡しを請求した。原審は、Yに対して、Xから既払代金およびこれに対する最終の内払があった日以降年五分の割合による金員の返還を受けるのと引き換えに本件家屋を明け渡すよう命じた。Xが上告。

大審院は、「Yハ最初本件家屋買受當時以降十数年ニ涉リ右家屋ヲ使用シタルコト疑ヲ容レサルトコロニシテ其ノ間其ノ使用ノ対価ヲ利得シタルコト明ナリ惟フニ本件ノ如キ売買契約解除ノ場合売主ハ既ニ支払ヲ受ケタル代金ニハ其ノ受領ノ日ヨリ利息ヲ附シテ買主ニ返還スヘキモノナルハ民法第五百四十五條第二項ノ趣旨ニ徴シ明ナルニ反シ買主カ買受後解除明渡ノ日ニ至ルマテ使用シタル家屋ノ使用料ノ返還ニ付テハ明文ノ徴スヘキモノナシト雖既ニ売主カ買主ニ対シ返還スヘキ金銭ニハ其ノ受領ノ時ヨリ利息ヲ附スヘキモノト為ス以上買主カ之ト対価關係ニ在ル家屋ヲ返還スルニ際シテ買受ノ時以降之ヲ使用シタルニ因リ得タル利益ハ之ヲ返還スルヲ要セスト為スカ如キハ決シテ衡平ノ要求ニ合致スル所以ニ非ス前記民法ノ規定カ斯ル不合理ヲ敢テシタリトハ思料スルコトヲ得サルカ故ニ右規定ハ斯ル場合返還セラルヘキ家屋ニハ其ノ返還ニ至ルマテノ使用料ヲ附セシムル法意ナリト解スルヲ相当トス」とし、さらに、XがYの同時履行の抗弁に対して、これと相殺すべき債権を主張しようとしたことは記録上明らかであるから、原審としては、Xに対し、使用利益の返還請求をするか否かについて釈明すべきであったとして、原審がこのような釈明をせずにYの同時履行の抗弁を認めたことには審理不届の違法があるとした（破棄差戻し）。

【3】 最判昭和三四年九月二二日民集一三卷一一号一四五頁

Xは、昭和二十四年一月一日頃、本件家屋およびその敷地を代金四七万五〇〇〇円でYに売却し、同月一日に手付金五万円を、同月一九日頃に代金の内金一〇万円の支払いを受け、これをYに引き渡した。ところが、Yが約定の支払期日を経過しても残代金を支払わないため、Xは、催告のうえ、本件売買契約を解除し、Yに対して本件家屋の明渡し等を請求した。原審は、Yに対して本件家屋を明け渡すよう命じるとともに、本件家屋を権限なく使用したことによって得た利得をXに返還するよう命じた。Yが上告。

最高裁は、「特定物の売買により買主に移転した所有権は、解除によつて当然遡及的に売主に復帰すると解すべきであるから、その間買主が所有者としてその物を使用収益した利益は、これを売主に償還すべきものであること疑いない」、「右償還の義務の法律的性質は、いわゆる原状回復義務に基く一種の不当利得返還義務にほかならないのであつて、不法占有に基く損害賠償義務と解すべきではない」として、Yの上告を棄却した。<sup>6)</sup>

【4】 最判昭和五一年二月二三日民集三〇卷一号一頁

中古自動車の販売業者であるYは、昭和四二年九月四日、Aから買受けた本件自動車を代金五七万五〇〇〇円でXに転売し、これをXに引き渡すとともに代金全額の支払いを受けた。ところが、本件自動車は、Bが所有権留保特約付で割賦販売したものであつて、その登録名義もBのままであり、Aは、本件自動車を処分する権限を有していなかった。そして、Bが、留保していた所有権に基づき、本件自動車を執行官の保管とする旨の仮処分決定を得てその執行をしたため、本件自動車は、被上告人から引き揚げられた。XはYに対し、民法五六一条に基づき、本件売買契約を解除するとともに、売買代金の返還および損害賠償を請求した。これに対し、Yは、Xは契約解除に伴う原状回復義務として、

本件自動車の使用利益を返還すべき義務があると主張したが、原審は、他人の権利の売主には買主の目的物使用による利得に対応する損失がないとの理由から、Yの主張を排斥した。Yが上告。

最高裁は、「売買契約が解除された場合に、目的物の引渡を受けていた買主は、原状回復義務の内容として、解除までの間目的物を使用したことによる利益を売主に返還すべき義務を負うものであり、この理は、他人の権利の売買契約において、売主が目的物の所有権を取得して買主に移転することができず、民法五六一条の規定により該契約が解除された場合についても同様であると解すべきである。ただし、解除によって売買契約が遡及的に効力を失う結果として、契約当事者に該契約に基づく給付がなかったと同一の財産状態を回復させるためには、買主が引渡を受けた目的物を解除するまでの間に使用したことによる利益をも返還させる必要があるものであり、売主が、目的物につき使用権限を取得しえず、したがって、買主から返還された使用利益を究極的には正当な権利者からの請求により保有しえないこととなる立場にあつたとしても、このことは右の結論を左右するものではないと解するのが、相当だからである」として、原審には解除の効果に関する法令の解釈適用を誤った違法があるとした（破棄差戻し）<sup>7)</sup>。

### (3) 小括

以上のように、売買契約が取り消された場合における買主の使用利益返還義務に関しては、前記【1】判決が、このような場合に民法一八九条が適用され得ることを前提として、買主が善意である場合には売主は法定果実である賃料を得ることはできなかったたのであるから不当に損害を被つたとはいえないとの理由で、これを否定している。

これに対して、前記【2】判決ないし【4】判決の結論をみると、売買契約が解除された場合における買主の使用利益返還義務は、解除原因が買主側にあるか売主側にあるかを問わず、また売主が目的物の所有者でないときであつても、



肯定されているといえる。もつとも、使用利益返還義務を肯定する理由をみると、前記【2】判決が、売主が買主に返還すべき代金には受領時からの利息が付されること（民法五四五至五五二項）とのバランスに重点を置いておるのに対し、前記【3】判決では、解除の遡及効によって目的物の所有権が当然に売主に復帰することが理由とされている。さらに、前記【4】判決に至ると、解除の遡及効の結果、契約当事者に当該契約に基づく給付がなかったと同一の財産状態を回復させるべきことが理由とされている。<sup>9)</sup>このように、判例は、結論としては解除後の買主の使用利益返還義務を肯定し続けているものの、その理由づけには変遷がみられるように思われる。

いずれにしても、我が国の判例においては、売買契約が取り消された場合と解除された場合とで、買主の使用利益返還義務の有無の肯否について異なる判断が下されているといえよう。

なお、財産権移転型契約が無効とされた場合における譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務の有無が問題となつた判例はみあたらなかった。もつとも、債務引受が無効とされた場合の弁済受領者の弁済者に対する運用利益返還義務の有無が争われた事案に関する最判昭和三八年二月二四日民集一七卷一七二〇頁が、不当利得における善意の受益者が利得の原物返還をすべき場合に占有物の返還に関する民法一八九条一項を類推適用すべきであるとの見解の当否については判断を留保していることからすれば、<sup>10)</sup>財産権移転型契約が無効とされた場合における譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務の有無に関する最高裁の立場はなお決せられていないとみるべきであろう。

## 2 学説の状況

財産権移転型契約が解消された場合の譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務の有無に関する我が国の学説をみると、契約が無効とされまたは取り消された場合と、解除された場合とは、展開の仕方が異なっている。そこで、以下

では、それぞれの場合について、学説の状況を概観することとする。

(1) 契約が無効とされまたは取り消された場合に関する学説

財産権移転型契約が無効とされまたは取り消された場合の譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務に関する学説については、既に、七〇三条と一八九条以下の適用関係という視点から、現行民法成立前から現在に至る学説を仔細に紹介・検討した論考が存在する<sup>(1)</sup>。そこで、以下では、七〇三条と一八九条以下の適用関係に関する学説の状況については一言するにとどめ<sup>(2)</sup>、類型論を前提として給付利得が問題となる場面への一八九条以下の適用を否定する学説を中心にみていくこととする。

(a) 七〇三条と一八九条以下の適用関係

まず、類型論を前提としない旧来の学説をみると、古くは、法律行為が無因であるか有因であるかに応じて、前者の場合には目的物および使用利益の双方が不当利得として返還されるべきであるが、後者の場合には目的物返還請求が所有権に基づく物権的返還請求であるがゆえに占有の効力に関する規定が適用され、善意の占有者の返還義務は民法一八九条によって否定されるとする見解が主張されていた<sup>(3)</sup>。

このような見解に対しては、所有権をも取得した利得者が占有しか取得していない利得者よりも不利に扱われるのは不当だとの批判が展開され、いわゆる「占有の不当利得」説が主張されるに至った。同説の主唱者である我妻栄博士は、目的物の所有権が移転しない場合であっても占有または登記の移転があるときは利得の存在を肯定し得るとして、目的物返還請求は所有権の帰属先にかかわらず不当利得返還請求であるとしつつ、占有の効力に関する規定もその実質にお

いては不当利得の関係を包含するとして、その適用を肯定した。<sup>(14)</sup> 同博士は、「原物より生じた果実及び原物の利用によって得た収益は第一八九条によって返還義務はない」としている。<sup>(15)</sup>

これに対し、谷口知平博士は、我妻博士の見解によれば、売買契約が無効とされまたは取り消された場合に買主が目的物からの収益を保持しつつ代金の利息の返還を受けることができることになるとしてこれを批判し、一八九条の適用範囲を限定的に解することで、使用利益の返還義務を認めようとした。すなわち、「本来第一八九条は善意占有者が果実の所有権を取得するといふ意味しか有しないのであって、取得した果実を不当利得として返還するを要するか否かは更に不当利得の理論に従ひ判定せらるべきであ」という。<sup>(16)</sup>

(b) 類型論を前提として給付利得が問題となる場面への一八九条以下の適用を否定する学説

以上に対して、類型論を前提とする学説によれば、給付利得が問題となる場面では、そもそも一八九条以下は適用されない。すなわち、一八九条以下の占有の効力に関する規定は、侵害利得を想定する規定であって、給付利得が問題となる場合に適用されるべきではないというのである。<sup>(17)</sup>

このように給付利得が問題となる場面への一八九条以下の適用を否定する学説に従うならば、五七五条の準用を主張する見解によらない限り<sup>(18)</sup>、使用利益返還義務は原則として肯定されることとなる。例えば、田中整爾博士は、「契約関係が存在しその無効・取消・解除によって生じた給付利得の処理は、もともと不当利得制度が債権的基礎を欠く財貨の移転にもとづく権利者の損失を保障することによって当事者の意思を中心に成り立つ契約法をバック・アップするものであってみれば、両者の間に機能上連続性があり、ともに財貨移転秩序を保護するものであるから、所有対非所有の対抗関係である一般法としての所有権法の適用を排除することによって、はじめていったん取引行為のなされた特殊の

具体的な関係が直接明確な判断対象とされる」とし、使用利益に関しては、「不当利得返還請求権のもとで果実その他収益はあくまでも有効な契約を欠いて受領した物について生じたものであるから、七〇三条の適用により現存するものはもとよりその消費により免れた費用を返還すべき」であると主張している。<sup>(19)</sup> また、松坂佐一博士も、「給付利得返還請求権は給付が目的の不到達または消滅によって債権的基礎を欠くために与えられるものであるから、この基本的債権関係に即して構成せらるべく、ここでは第一八九条以下の規定の適用はなく、収取した果実および使用による利益の返還義務を生ずる」とするに至っている。<sup>(20)</sup>

これらの見解は、使用利益が目的物とともに給付利得の内容を構成することを前提として、契約が無効とされまたは取り消された場合には一八九条の適用が否定される結果、使用利益は目的物とともに返還の対象となると説くものだけいよう。これに対して、少数ながら、使用利益は給付利益の内容を構成しないと見る見解もみられる。すなわち、川村泰啓博士は、無効とされまたは取り消された契約上の債務の履行としてなされた給付の返還については「誤って展開された契約関係」の「巻き戻し機能」を担う給付利得に含まれるけれども、使用利益はその枠外の問題であると主張している。<sup>(21)</sup> すなわち、「無効或いは取消された契約の誤った実行を介して、授受された契約的給付のうえに築かれるところの使用・収益……は、じつは、『給付利得』制度の固有な対象である誤って展開された契約関係としての『給付利得』関係に包摂される利得ではなくて、むしろ『非』所有者による他人の物の使用・収益……として『他人の財貨からの利得』（関係）を構成する実体のもの」だという。もつとも、川村博士は、使用利益は「他人の財貨からの利得」であるものの「母なる利得である『給付不当利得返還請求権』の履行遅滞にそくして構成される制裁としての収益返還義務……のうちに吸収される」とし、結論としては、使用利益返還義務を肯定している。<sup>(22)</sup>

また、山田幸二博士は、次のように述べて、使用利益返還義務を目的物返還義務とは異質のものとして把握し、これ

らの問題は別々に取り扱われ得るとしている。すなわち、「無効・取消・解除により契約が廃棄された場合、給付された物が元の持主に返還されるべきは右の諸制度から論理的に帰結するから、特に規定を設ける必要はない」のに対し、「給付された物の使用収益など給付された物に付随して生じた利益」については、七〇三条以下によって処理されるとし、七〇三条以下を、「契約に媒介されない裸の占有者―所有者間の一般的関係を規律する規定ではとらえきれない契約当事者間の個別的な特殊具体的な諸事情を顧慮したうえで廃棄された契約当事者間の清算を行うために設けられた規定」だとい<sup>(23)</sup>う。もつとも、山田博士は、「売買代金は目的物の使用・利用価値と一体化している交換価値の対価であるのが通常である」との理由から、売買契約に代表される財産交換型の契約関係の清算は、賃貸借契約に代表される財産利用型の契約関係の清算に準じて、解約告知（六二〇条）の法律構成から導かれる清算方法によってなされるべきであるとして、結論としては、買主の使用利益返還義務（厳密には、契約解消までの使用収益の対価の支払義務）を肯定している<sup>(24)</sup>。

## (2) 契約が解除された場合に関する学説

財産権移転型契約が解除された場合の譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務に関する学説を概観してみると、少なくとも前記【4】判決が出されるまでは、結論において使用利益返還義務を否定するものはほとんどみられないようである。これに対し、前記【4】判決が出されて以降は、同判決が譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務を肯定したことを批判する見解も散見される。そこで、以下では、前記【4】判決が出される以前の学説の状況については一言するにとどめ、同判決が出されて以降の学説を中心にみていくこととする。

(a) 前記【4】判決以前の学説

前述のとおり、前記【4】判決以前には、結論において使用利益返還義務を否定する見解はほとんどみられないようである。<sup>25)</sup>そして、解除の効果に関しては直接効果説が通説であり、原状回復義務（民法五四五条一項）の法的性質は一種の不当利得返還義務であると考えられていたにもかかわらず、契約が無効とされまたは取り消された場合についてみられるような、一八九条の適否という観点からの議論はほとんどみられない。

もともと、わずかながら、「五四五条一項の『原状回復』という内容をも、給付物自体の、給付当時の価値状態における返還（解除時の現物プラスそれまでの減価償却費の返還）ということに限定して解する」べきであるとして、使用利益返還義務の有無については、一般の不当利得の処理に従い、一八九条を適用して解決すべきだとする見解も存在していたことには注意が必要である。<sup>26)</sup>

また、山下末人教授は、収益の返還について、収益は原物とは異なつて、「まきもどされるべき契約の本来的内容をなしていないから、原物の保存についての過失の有無にかかわらず当事者は双務性の原理から原物返還またはそれに代わる価値賠償をせねばならないといった考え方は直接には妥当しない」と指摘している。<sup>27)</sup>もともと、同教授は、解除による原状回復のためには、「まきもどされるべき現在の関係の成立過程を逆の方向に、しかも契約がなされなかったならばあるべき状態へ向かってまきもどさねばならない」との考えから、結論としては、「当事者双方の原状回復という解除の目的に従い収益も返還されねばならない」という。<sup>28)</sup>

(b) 前記【4】判決に対する学説の評価<sup>29)</sup>

まず、前記【4】判決が他人物売買の事案に関するものであつて、買主に帰責事由がなく、また、売主が目的物の所

有者でなかったことから、そのような場合にまで使用利益の返還を認めることに疑問を呈する見解が現れた。例えば、瀬川信久教授は、帰責事由がない買主に目的物の使用利益返還義務を課すことは酷であるし、原則として所有者のみが買主に対して使用利益の返還を請求できると解すべきだと主張している<sup>30)</sup>。また、加藤雅信教授は、Xが契約を解除した日以降の利息しか請求していかないにもかかわらず、Xの使用利益を解除以前のものについても控除することは対価的バランスを失し不当であるうえ、そもそも他人物売買の売主には目的物の使用と代金の利得との対価的バランスを云々する余地はないとの理由から、判旨に反対している<sup>31)</sup>。

これに対し、解除の契約清算機能という観点から、前記【4】判決を支持する見解もある。例えば、田中博士は、「契約解除の、いったんなされた取引の清算復元の機能、はじめから契約が成立しなかったと同一の状態に回復することは、使用利益の返還をも義務づけるものといわなければならない」との理由から、判旨に賛成している<sup>32)</sup>。瀬川教授や加藤教授が使用利益の返還請求を目的物の所有者に限っていることに対して、侵害利得請求権と給付利得請求権との異同を看過しているとの批判を展開する好美清光教授も、これと同様の見地にたつものといえよう<sup>33)</sup>。

ところで、前記【4】判決を結論において支持する見解のなかには、解除の直接の効果によって基礎づけられるのは給付物の返還のみであり、給付物利用による利得は原状回復に含まれないとするものも存することには注意が必要である。すなわち、北村実博士は、解除による原状回復は、給付物を原状と同価値において返還することであって、使用利益はこれに含まれないとしつつ、自動車の使用利益には、土地等の使用利益とは異なり、自動車の使用による価値の減損分が含まれているところ、価値の減損分は、本来、「給付物の返還を契約締結前の原状でいかに実現するかという問題」、つまり、「給付物返還関係の問題」だと考えることができると指摘している<sup>34)</sup>。

このような指摘は、使用利益を、目的物の性質にに応じて、「消費利益そのものが使用利益本体を構成するケース」、「消

費利益が使用利益の重要な部分を占めるケース」および「消費利益がほとんど無視されてよいケース」に類型化し、前二者における使用利益は、狭義の使用利益としてではなく、「給付目的物が転化したところの目的物そのものの実体価値」たる「消費利益」として把握すべきだと川角由和教授の主張へとつながるものである。<sup>(35)</sup>

### (3) 小括

以上を要するに、財産権移転型契約が無効とされまたは取り消された場合の譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務については、類型論を前提とする学説によれば、五七五条の準用を主張する見解を除き、原則として肯定されているといえよう。もともと、その論拠とするところに目を向けてみると、使用利益も給付利得の内容を構成するから、一八九条以下の適用が否定される以上、原則として返還すべき範囲に含まれると解するもののほかに、使用利益の返還は、契約の履行として給付された目的物の返還とは別の問題として扱われるべきだとしつつ、その返還を肯定するものもみられる。

他方、財産権移転型契約が解除された場合の譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務についても、解除の契約清算機能の観点から、所有権の所在にかかわらず、これを肯定するものが有力であるといえよう。もともと、使用利益返還義務を認める見解にあっても、その内実を契約の履行として給付された目的物の返還の一部をなすものであると考えることによつて、つまり、使用利益としてではなく目的物の一部を構成する価値として返還を認める見解も主張されている。

こうしてみると、財産権移転型契約が無効、取消しまたは解除によつて解消された場合の譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務については、結論としては肯定する見解が多数を占めているものの、肯定の理由は必ずしも一枚岩では



ないように思われる。

## II カタラ準備草案における「契約解消後の原状回復」の概要

### 1 緒論

既に述べたように、カタラ準備草案は、第三章「債務」・第一小章「契約および合意による債務一般」・第三節「合意の効果」の中に、「契約解消後の原状回復」と題する第六款を置いている。同款は、冒頭規定である一一六一条、第一目「原則」（一一六二条ないし一一六二三条）、第二目「原状回復の方法」（一一六三条ないし一一六三―六条）および第三目「補足規定」（一一六四―六条）から成っている<sup>36</sup>。

契約解消後の原状回復をどのような制度として構想しているのかという観点からは、まず、契約解消後の原状回復に関する規定が準契約（非債弁済や原因なき利得（*enrichissement sans cause*）とは別に置かれていることが注目される。これは、契約解消後の原状回復が、準契約とは異なる固有の制度として位置付けられていることを示すものである。

また、原状回復の範囲に関する規定の内容をみると、給付された物が滅失・毀損した場合に、原状回復義務者にフォートがあるか否かにかかわらず価値による原状回復が認められること、また、原状回復義務者が悪意であるか善意であるかを問わず、付帯的利益（*accessoire*）が原状回復の対象とされていることが注目される。このような帰結は、いずれも、非債弁済の場合における処理とは異なるものであり、契約解消後の原状回復が《原状への復帰》に向けられた客観的な制度であることを示すものだといえよう。

## 2 契約解消後の原状回復の位置づけ

(1) 契約が遡及的に解消された後の原状回復の問題は、事後的に非債となった弁済の問題とすることができる。また、無効なるものはいかなる効果をも生ぜず (*quod nullum est nullum producit effectum*) と考へるなら、無効とされた契約についてなされた弁済は、まさに非債弁済だということもできよう。そうであるとすれば、契約解消後の原状回復の問題は非債弁済の規定によって処理されるべきであるようにも思われる。実際、フランスでは、従来、契約解消後の原状回復の問題について非債弁済の規定を適用すべきだという考え方が学説の多数を占めていた。<sup>(37)</sup>

ところが、カタラ準備草案は、契約解消後の原状回復に関する規定を、第三章「債務」・第二小章「準契約」の中でなく、<sup>(38)</sup> 第一章「契約および合意による債務一般」・第三節「合意の効果」の中に置いている。そして、冒頭規定である一一六一条をもって、「契約の無効化 (*annulation*) または解除による、解消後の原状回復は、以下の準則 (*regle*) により規律される」(一項)、「これらの準則は、特別の規定または合意のない限り、他の原状回復の場合、とりわけ遡及効を生じさせる失効 (*caducité*) にも適用される」(二項) と規定している。

(2) 一一六一条の提案理由をみると、契約解消後の原状回復に関する規定を準契約とは別に置いたことについて、要旨、次のような理由が述べられている。すなわち――

現民法典には、非債弁済に関する諸規定(二三七六条以下)をはじめとして、原状回復の問題を扱う諸規定が散在しているものの、<sup>(39)</sup> これらにはあまりに異なるあるいは特殊な問題状況を扱うものであるから、無効化または解除後の原状回復の問題一般にこれらを直接適用することはできない。また、広い意味での原状回復の問題は、物権法のように債務法に外部の規律、あるいは、債務法の中でも民事責任法や準契約(非債弁済や原因なき利得)といった契約法とは異なる

規律の影響を受けているといえるけれども、これらの規律の目的は、遡及効を伴う無効化または解除後の原状回復の目的とは異なっている。契約の分野で生じる原状回復は、無効とされまたは解除された契約から一定の影響を受け、当事者双方が履行していた場合には相互的なものとなるのである。したがって、今日では、無効化または解除、すなわち、契約の遡及的解消に固有の制度を規定することが適切かつ不可欠であるように思われる——と。

以上からすれば、カタラ準備草案が、契約解消後の原状回復を、準契約とは異なる固有の制度として位置付けていることは明らかであるといえよう。<sup>(40)</sup>

(3) カタラ準備草案が契約解消後の原状回復をこのように位置付けた背景には、破毀院第一民事部二〇〇二年九月二四日判決<sup>(41)</sup>の存在があるものと思われる。同判決は、原状回復債務に関する時効期間を決するにあたって、「無効化の結果として生じる原状回復は、非債弁済ではなく、無効に関する準則の領域にのみ属する」と判示したが、契約が無効とされたことによる原状回復の問題が、非債弁済の規定ではなく、無効化のメカニズムそれ自体によって処理されることを明らかにしたものと評価されている。<sup>(42)</sup>

カタラ準備草案は、一一六二—二条二項において「原状回復債務は、それをもたらす無効化または解除と同じ時効期間に服する」と規定して、原状回復債務の時効期間について同判決の立場を踏襲するとともに、契約解消後の原状回復の位置付けについても、同判決の立場を踏襲したものであるといえる。<sup>(43)</sup>

(4) なお、「無効化または解除が当事者の一方に帰責されるときは、その当事者は、これに加えて、全ての損害を賠償しなければならぬ」と定める一一六二条二項の提案理由をみると、同項が設けられたのは、原状回復が厳格に客観的

な仕組みであつて、民事責任と同じ論理によるものではなく、同じ要件に服するものではないことを示すためだとされている。したがつて、契約解消後の原状回復が民事責任とも異なる固有の制度として位置付けられていることは明らかである。

### 3 原状回復の範囲

(1) 契約解消後の原状回復の範囲に関する諸規定をみると、まず、一一六二条一項が、「契約の無効化および遡及効を伴う解除は、当然に、契約の履行の際に受領した利益の全部の、かつ必要があれば相互的な原状回復をもたらす」と規定している。これは、原状回復の範囲が「全部」でなければならない、すなわち各人が給付したものの以上であつても以下であつてもならないこと——全部原状回復の原則 (*principe de restitution intégrale*) ——を採用したものである。

(2) 給付された物が滅失・毀損した場合には、一一六三―三条が、「特定物の原状回復は、その物が未だそれを受領した者の手元にあるときは、現物によってなされる」が(一項)、「その物が、意図的もしくは偶発的な毀損 (*destruction*)、変形 (*transformation*) または組入れ (*incorporation*) によつて、もはや特定不能 (*individually*) となつたときは、価値によつてなされ」(二項)、「その物が、一部のみ毀損し、変形し、または組入れられたときは、原状回復を受ける者は、あるいはは価値による全部原状回復か、あるいはは一部原状回復および価値による補完 (*complément*) かを選択することができ」(三項)と規定している。さらに、一一六四―五条によれば、原状回復義務者は「物の価値を下落させまたは喪失 (*perte*) を生じさせた破損 (*dégradation*) および損傷 (*détérioration*) について責任を負う」とされている。

これらの規定によれば、給付された物が滅失・毀損した場合には、原状回復義務者に滅失・毀損についてフォートがなかったとしても、価値による原状回復が認められることとなる。また、物の使用による通常の損耗についても、原状回復義務者のフォートの有無にかかわらず、補償されることになる。これは、非債弁済の場合について、物の受領者のフォートにより滅失または損傷した場合にのみ価値による原状回復がなされるとする現民法典一三七九条とは異なる帰結である。<sup>14)</sup>

なお、提案理由によれば、以上に対して、時の経過による物の旧式化 (obsolescence) は原状回復の対象とならない。その理由は、物の完全性への物理的な侵害を伴わない点で、厳密な意味では、物の破損や損傷の問題ではないからだとされている。

(3) 付帯的利益に関して、原状回復義務者が悪意であるか善意であるかにかかわらず、原状回復が認められている。すなわち、まず、一一六四条が、「原状回復は、なされた給付の元物 (principal) および弁済日以降の付帯的利益を対象とする」と規定している。そして、原状回復の対象が金銭である場合には、「付帯的利益は、法定利率による利息および代金を受領した者の手もとで代金のほかに支払われた税金を含む」とされる(一一六四一条)。これに対し、原状回復の対象が金銭以外の物である場合には、「付帯的利益は、その物がもたらした果実および利益 (jouissance) を含む」とされている(一一六四二条一項)。

これは、非債弁済の場合について、受領者が悪意の場合にのみ利息や果実の原状回復を認める現民法典一三七八条や、善意占有者の果実収受権を認める現民法典五四九条とは異なる帰結である。<sup>15)</sup> この点に関する提案理由をみると、契約解除後の原状回復の客観的性質が、当事者の善意・悪意とは無関係に、あらゆる付帯物を考慮すべきことを要請するとさ

れている。<sup>(47)</sup>

(4) 以上のことは、カタラ準備草案が、原状回復の範囲を《原状への復帰》の要求のみに従って客観的に決しようとしていること、それが民事責任法や物権法、あるいは準契約において採用されている準則によって影響されるべきではないと考えていることを示すものだといえよう。<sup>(48)</sup>

#### 4 小括

カタラ準備草案における「契約解消後の原状回復」の特徴は、次のようにまとめることができる。

その特徴としてまず挙げられるのは、同草案が、契約解消後の原状回復を準契約とは異なる固有の制度として位置付けていることである。契約解消後の原状回復は、非償弁済や原因なき利得とは全く別の制度であり、契約が適及的に解消された場合には解消原因の如何にかかわらず等しく適用される制度として構想されているのである。

次に、カタラ準備草案が定める契約解消後の原状回復の範囲をみると、給付された物が滅失・毀損した場合には、原状回復義務者にフォートがなかったとしても価値による原状回復が認められていること、物の使用による通常の損耗についても、原状回復義務者のフォートの有無にかかわらず補償されること、さらには、付帯的利益に関しても、原状回復義務者が悪意であるか善意であるかを問わず原状回復が認められていることが特徴的である。このことは、非償弁済（二二七八条）や占有（五四九条）に関する規定とは異なる帰結であり、契約解消後の原状回復が、《原状への復帰》を指す客観的な制度として構想されていることを示すものであるといえよう。

### III カタラ準備草案における「用益の補償」の扱い

#### 1 緒論

フランスでは、使用利益の返還の問題は、「用益の補償」の問題、すなわち、原状回復義務者が、目的物の原状回復に加え、当該物を使用収益したることについて補償するべき義務を負うのかという問題として議論されている。カタラ準備草案は、一一六四条によって元物とともに原状回復の対象とされる付帯的利益のなかに用益が含まれると定めることとで（一一六四―二条一項）、用益の補償を肯定しているが、これは、従来判例の立場とは異なる解決である。そこで、以下では、特定物の売買契約が無効化または解除によって遡及的に解消された場合を念頭において、従来判例の立場を概観したうえで、カタラ準備草案の立場について検討を加えることとする。

#### 2 従来判例の立場

##### (1) 緒論

売買契約が無効化または解除によって遡及的に解消された場合に、売主が買主に対して目的物の用益の補償を請求し得るかが問題となった事案に関する判例をみると、破毀院は、これを一貫して否定してきたというわけではなく、合同部二〇〇四年七月九日判決が出される以前は、第一民事部と第三民事部で判断が分かれていたことがわかる。<sup>(49)</sup>

そこで、以下では、前記合同部判決へと至る近時の判例の展開を概観した後、これに対して学説がどのような評価を加えているのかをみていくこととしたい。

(2) 近時の判例の展開

(a) 破毀院第一民事部の立場——用益の補償の否定

破毀院第一民事部は、次に挙げる判例にみられるように、用益の補償を否定する立場に立っていた。

【A】 破毀院第一民事部一九八七年六月二日判決<sup>(50)</sup>

XはYに対し、農業用機械を売却したが、当該売買契約は、信用売買に関する規制に違反したとして無効とされた。XがYに対して、当該機械の修理に要した費用の支払いを請求するとともに、当該機械を原状回復するまでの使用の対価を支払うよう求めたところ、原審はXの請求をいずれも認めた。Yが破毀申立て。

第一民事部は、修理費用の支払いについては、契約が無効であるのに履行された場合には、当事者は、以前あった状態に戻されなければならないとして、無効化の効果によりXは当該機械の所有者のままであったことになるから、Yのフォートによって修理が必要となった場合を除き、修理費用はXが負担すべきであるとのYの主張を退けた。これに対し、使用の対価の支払いに関しては、「元主は、契約を当初から瑕疵あるものとしていた無効によって、買主から当該機械の使用から得た利益に相当する補償を得ることを基礎づけられない」にもかかわらず、原審がこれを認めたことは、民法典一二三四条および一三〇四条に違反するとした（一部破毀移送）。

【B】 破毀院第一民事部二〇〇三年三月一日判決<sup>(51)</sup>

Yから中古自動車を買収したXが、当該自動車の不具合を理由に売買契約の解除および損害賠償を請求したのに対し、YはXに対し、反訴をもって、当該自動車の使用の対価を補償するよう請求した。原審は、Xによる解除を認めつ



つ損害賠償請求を棄却するとともに、XがYに対して当該自動車の使用の代償として二万フランを支払うべきことを命じた。Xが破毀申立て。

第一民事部は、民法典一一八四条を参照して、「売買契約の解除の遡及効を理由として、売主は、買主による自動車の使用のみに相当する補償を得ることを基礎付けられない」と判示した（一部破毀移送）。

(b) 破毀院第三民事部の立場——用益の補償の肯定

これに対し、破毀院第三民事部は、次に挙げる判例にみられるように、用益の補償を肯定する立場に立っていた。

【c】 破毀院第三民事部一九八八年一月二二日判決<sup>②</sup>

Xらは、Yから居住用不動産を購入し、その引渡しを受けたが、当該不動産に多くのひび割れがあったことから、目的物に瑕疵があることを理由として、売買契約解除訴権 (action rédhibitoire) を行使し、Yらに対して、代金および利息の原状回復を請求した。Yらは占有にかかる補償を求めたが、原審は、民法典一六四四条および一六四六条は買主に何らの債務も課していないことを理由に、これを否定した。Yらが破毀申立て。

第三民事部は、物の売買契約が売買契約解除訴権によつて解除されたときは、当該物は契約から生じた債務が存在しなかった場合と同じ状態に戻されなければならないとの判示に続いて、譲受人は、所有者としての資格を取り戻した当該不動産の売主に対し、売主が当該不動産の瑕疵を知っていたのでない限り、占有にかかる補償をなすべき義務を負うとし、それにもかかわらずYらの請求を認めなかった原審は、民法典五四四条および一六四四条ないし一六四六条の全体に違反するとした（破毀移送）。

【D】 破毀院第三民事部一九九四年一月二六日判決<sup>53)</sup>

XはYに対し、不動産を売却し、代金の一部を分割払いと定めたが、その後Yは倒産し、残金を支払わなかった。そのため、Xは、Yの清算人に対し、契約条項に基づき売買契約の解除を求めるとともに、占有にかかる補償の支払いを求めた。原審は、解除された契約は一度も締結されず当事者間に何らの効果も生じなかったとみなされなければならないとして、XのYに対する占有にかかる補償の請求を棄却した。Xが破毀申立て。

第三民事部は、物の売買契約が一方当事者の債務不履行によって解除されたときは、当該物は契約から生じた債務が存在しなかった場合と同じ状態に戻されなければならないとの判示に続いて、譲受人は、所有者としての資格を取り戻した当該不動産の売主に対し、占有にかかる補償をなすべき義務を負うとし、それにもかかわらずYらの請求を認めなかった原審は、民法典五四四および一一八三条および一一八四条の全体に違反するとした(一部破毀移送<sup>54)</sup>)。

【E】 破毀院第三民事部二〇〇三年三月一二日判決<sup>55)</sup>

Xらは、Yから、三部屋からなるアパートを改装後に購入したが、その後、当該アパートには都市計画に関する規制等への違反が存することが判明した。XらはYに対し、目的物の本質に関する錯誤があるとして売買契約の無効を求め、提訴した。これに対し、YはXらに対し、占有にかかる補償(indemnite d'occupation)を求めた。原審は、売買契約を当初から瑕疵あるものとしていた無効を理由として、YのXらに対する占有にかかる補償の請求を認めなかった。Yが上告。

第三民事部は、原審が、Xらが当該アパートを一九八九年から一九九六年までの間占有していたことを認定しておき

ながら、Yの請求を棄却したことが、「民法典一三七一条および原因のない利得を支配する原則」に違反するものだと判示した（一部破毀移送）。

(c) 合同部による判断の統一

以上のような破毀院第一民事部と第三民事部との結論の相違については、契約が無効とされた場合と解除された場合とで破毀院が結論を変えているとみることができず、また、当事者の行為態様や主観に応じて民事責任の準則に則った損害賠償が認められているとみることができないとの指摘がなされていたところ、破毀院合同部は、二〇〇四年七月九日の判決<sup>(57)</sup>（以下、単に「合同部判決」という。）によつて、第一民事部の立場に与し、この問題に決着をつけた。同判決は、Yらを売主、Xらを買主とする居住用不動産の売買契約が、Yらに人を欺く策略 (*manoeuvres dolosives*)<sup>(56)</sup>があったことから無効とされ、YらがXに対して代金を原状回復するとともに、同人らの被った損害を賠償すべきものとされたところ、YらがXに対し、占有にかかる補償を求めたという事案において、「売主は、売買契約の無効化の遡及効を理由として、不動産の占有のみに相当する補償を得ることを基礎付けられない」と判示した<sup>(58)</sup>。

合同部判決は売買契約が無効とされた事案に関するものであったが、その後、売買契約が解除された事案についても、同様の判断が出されている<sup>(59)(60)</sup>。

(3) 学説による評価

(a) 合同部判決の射程を測るうえで、売主が目的物の占有「のみ」に相当する補償を得ることはできないとされていることに留意すべきであろう。このような判示からすると、目的物の占有に起因する何らかの損害の補償は認められる

余地があるようにも思われるからである。

この点に関しては、合同部判決と同じく目的物の占有「のみ」に相当する補償を否定した前記【B】判決について、  
 摩耗によって直に被った損害の弁償 (dédommagement) は認められるとの反対解釈がなされ得るとの指摘がなされて  
 いることが注目される。<sup>(61)</sup> SERINETによれば、このような反対解釈を行うことは、売買の目的物が原状回復前に滅失・  
 毀損した場合に、買主のフォートの有無にかかわらず、その滅失・毀損による損害を売主ではなく買主に負担させてき  
 た従来の判例の立場と合致するものである。また、原状回復義務者が、売買の日の状態におけるその物の価値を考慮し  
 なければならず、摩耗または老朽化 (vétusté) に起因する損耗 (dépréciation) を負担しなければならぬとされてい  
 ることも、<sup>(62)</sup> これと同じ方向性を有するものである。このように考えるならば、第一民事部は、「使用 (usage)」の補償  
 を否定する一方で、「摩耗 (usure)」の補償は肯定しているといえることがわかる。<sup>(64)</sup>

(b) また、合同部判決の判示内容をみると、参照条文として民法典一二三四条のみが掲げられていることが特徴的であ  
 る。これは、無効化または解除に関する規定のみを参照条文に掲げる第一民事部<sup>(65)</sup>とは共通の態度であるが、無効化また  
 は解除に関する規定のみならず占有に関する規定や準契約に関する規定をも参照する第三民事部<sup>(66)</sup>とは袂を分かつもの  
 ある。

この点に関しては、契約解消後の原状回復を準契約とは別の固有の制度として規律しようとする態度のあらわれだと  
 の指摘がなされているほか、<sup>(67)</sup> 契約の無効化または解除に伴う遡及的解消の効果が債務の消滅であつて新たな債務の発生  
 ではないことを再確認するものだとこの指摘がなされている。<sup>(68)</sup> 遡及的な原状回復は、当事者を契約が締結された日の状態  
 に戻すことを目的とするものであるから、契約が締結された日から無効化または解除の日までの期間における目的物の

使用に関する補償は否定されるというのである。

確かに、合同部判決は、利益の補償は無効化の遡及効から導かれるものではないという理由から、これを否定しているようである。しかし、他方で、利益の補償を肯定する第三民事部の判決のなかにも、解除の遡及効を理由に、これを肯定するものがみられる（前記【C】判決および【D】判決）。そうであるとすれば、無効化または解除の遡及効は、捉えようによっては、利益の補償を否定する理由にも肯定する理由にもなり得るといふべきであり、実質的な対立点は、遡及効の捉え方の相違にあるように思われる。では、利益の補償を否定する理由として援用される場合と、これを肯定する理由として援用される場合とでは、遡及効の捉え方についての相違が認められるのだろうか。

このような問題意識にたつてみると、第一民事部のいう遡及効と、第三民事部のいう遡及効とは、意味が異なっているとの指摘が注目される。すなわち、Gwenhael FRANÇOISによれば、前者は、当事者を契約が締結される以前の状態に戻すためのものであるのに対し、後者は、以前の状況をあたかもそれが一度も存在しなかったかのような新たな状況に置き換えることを意味するものである。前者の意味での遡及効は、各当事者の資産を過不足なく再構築することを目指す全部原状回復の原則と結び付けられており、それゆえ、各当事者は、無効とされた契約に基づく給付以上のものも以下のものも受領できない。したがって、売買契約が無効とされた場合には、賃貸借契約の場合とは異なり、利益は契約に基づく給付ではない以上、原状回復の対象外とされるのである<sup>(8)</sup>。

このような遡及効の捉え方の相違は、Remy LIBCHABERの言い回しを借りれば、原状回復を、「契約の流れを遡るだけ」のものだと考えるのか、「時間の流れをも遡る」ものだと考えるのかという問題だと言い換えることもできよう。LIBCHABERによれば、狭義の原状回復の考え方は、当事者が契約に基づいてなしたあらゆることを解体することによって、契約の流れを遡るにとどまるものである。これに対し、広義の原状回復の考え方は、契約の流れを遡るにとどま

らず、時間の流れをも遡るものであって、当事者の資産を当初の状態に戻すとともに、あたかも契約が一度も存在しなかったかのようにするために、契約の直接の効果のみならず、間接的な効果をも消し去ろうとするものである。<sup>(70)</sup>

以上のように考えるならば、合同部判決が用益の補償を否定したことは、契約解消の遡及効は当事者を契約締結以前の状態に戻すためのものだと考えて、原状回復の範囲を契約の履行として給付されたものに限定したものと理解され得る。そして、このような理解は、判例が単なる使用つまり用益の補償を否定しつつ、使用による損耗については補償を肯定していることをも正当化し得るものである。契約解消の遡及効によって当事者を契約締結以前の状態に戻すことが要請されるのだとすれば、目的物の原状回復は、契約締結時点の状態つまり損耗していない状態でなされるべきこととなるからである。

(c) なお、これに対して、契約解消の遡及効は当事者を契約締結以前の状態に戻すためのものだと考えたとしても、用益の補償は原則として肯定されるべきだとする見解も存在することには注意が必要である。すなわち、Robert WINTGEN は、物の用益には財産的価値があるところ、それが契約の履行によって買主に移転させられたといえるとして、この価値の原状回復として用益の補償が認められるべきだと主張している。<sup>(71)(72)</sup>

もっとも、WINTGEN は、用益の補償は原則として肯定されるべきだとしつつ、双務契約が解消された場合には、相互性の観点から、用益の補償が否定される場合があるとしている。WINTGEN によれば、双務契約の場合、目的物の用益の補償は代金の利息の対価だとみることができるところから、他方当事者が代金の利息の返還を求めることができる場合には、目的物の用益の補償も認められなければならないはずである。<sup>(73)</sup> しかしながら、用益の評価は、とりわけ市場が存在しないような場合には困難であるし、代金に関しては法定利息によるとの一括の (forfait) 扱いがなされているから、

目的物の用益は代金の利息と同額だと考えて、両者間の一括相殺 (compensation forfaite) を認めることが許される。ただし、一括相殺がかえって不均衡をもたらす場合、具体的には、一方当事者のみが履行をしていた場合や、契約解消が物の有用性の欠如を理由とするものである場合、あるいは、代金の低廉さを理由とする無効の場合には、一括相殺は認められるべきではない。<sup>74</sup> 以上のような WINTGEN の見解にしたがうと、売買契約が遡及的に解消された場合については、一括相殺がかえって不均衡をもたらす場合を除き、結論としては、用益の補償は否定されることになる。ただ、このような帰結は一括相殺の結果にすぎず、WINTGEN の見解は、実質的には、用益の補償を肯定する立場に立つものといえよう。

### 3 カタラ準備草案の立場

(1) 既に紹介したように、カタラ準備草案は、給付された元物のみならず付帯的利益も原状回復の対象としたうえで(一一六四条)、一一六四―二条をもって、元物が金銭以外の物である場合の「付帯的利益は、その物がもたらした果実および用益を含む」と規定し、用益の補償を肯定している。

同条の提案理由をみると、付帯的利益に果実のみならず用益も含むと考えることは、近時破毀院で採用された解決を見直すものであるが、契約の性質如何にかかわらず、物の用益を返還させることが論理的であり公平に適うとされている。そして、その具体的な理由としては、用益はその物が生じさせ得た果実の経済的等価物とみることができ、利息は金銭の用益および果実に相当するものであること、ならびに、破毀院による解決は、遡及効の原則や、契約の履行の直接的または間接的効果をすべて消滅させるべきだとの考え方と合致しないことが挙げられている。<sup>75</sup>

(2) カタラ準備草案が原状回復の枠内で用益の補償を肯定したことについては、Frank JUREDIU<sup>17)</sup>によって、次のような分析がなされている。すなわち、賃貸借契約以外の契約において、用益を契約に基づいて給付したものとみるのは困難である。また、用益は利息や果実とは異なり、当然に付帯的利益に含まれるわけではない。さらに、金銭は、あるいは消費されるか、あるいは利息を生じさせる資本とされる以外の目的を有するものではないから、金銭については、そもそも物の使用を意味する用益という性質は適合せず、したがって、目的物の用益と代金の利息との相互性を肯定することもできない。そうであるとするれば、契約に基づく給付の原状回復という観点からも、付帯的利益の原状回復という観点からも、利息との相互性という観点からも、用益の補償を正当化することは困難である。もともと、カタラ準備草案の提案理由をみると、用益は目的物が生じさせ得た果実の経済的等価物だとされているところ、そこで考慮されているのは、利息が常に原状回復の対象とされていること(一一六四―一条)とのバランスであるように思われる。つまり、用益の補償を認めることによって、実際に収取された果実のみならず収取し得た果実をも原状回復の対象とすることによって、果実の原状回復にも一定の自動性が認められることになるのである。<sup>(16)</sup>

なお、JUREDIU<sup>17)</sup>自身は、金銭について常に利息の原状回復が認められていることは、常に果実を生じさせるといふ金銭の特殊な性質から不可避のことであるとし、これに対して、金銭以外の物については、常に果実を生じさせるわけではない以上、用益は原状回復の範囲に入れるべきできないと主張している。<sup>(17)</sup>



#### IV 若干の検討

##### 1 フランスにおける議論から示唆される検討の視角

(1) フランスにおいて用益の補償をめぐって展開された近時の議論、とりわけ、FRANÇOIS や LIBCHABER による合同部判決の分析からは、用益の補償を肯定するべきか否かを決するにあたって、原状回復の目的をどのように捉えるかという問題が重要な対立点となっていることが示唆される。すなわち、原状回復の目的に関して、一方では、契約に基づく給付を巻き戻すことにあるという考え方があり、他方では、契約が存在しなかったかのように擬制することにあるという考え方があり。比喩的にいえば、前者は、原状回復について、契約が締結される以前の状況を現在に再現しようとするものだと考え、後者は、契約が存在しなかったとすれば現在であったであろう状況を作り出すものだと考えているといえよう。そして、前者の考え方によるならば、原状回復の範囲は、契約の履行として給付したものに限り、ることとなるのに対し、後者の考え方によるならば、契約に基づく給付のみならずこれに伴って間接的に得た利益も原状回復の範囲に含まれることとなる。用益の補償は、前者によれば否定され、後者によれば肯定されることとなる。

このような観点からは、売主が、目的物の損耗と用益の双方について補償されるとすると、二重の補償を認めることになり、全部原状回復の原則に反する結果となるから許されないと主張<sup>(78)</sup>には、傾聴すべきものがあるように思われる。すなわち、損耗の補償は、目的物を契約締結時の状態で原状回復させようとの考慮に基づくものであるから、原状回復によって契約締結以前の状況を現在に再現しようとする考え方に依拠するものだと見える。これに対して、用益の補償は、目的物が買主に給付されることなく売主の手許にあったならば得られていたであろう利益を売主に帰属させようとの考慮に基づくものであるから、契約が存在しなかったとすれば現在であったであろう状況を作り出すとする作業の一

貫として認められるものである。このように考えるならば、損耗の補償と利益の補償の双方を同時に認めることは、補償を求める方向性の点で矛盾するものであり、許されないように思われるのである。また、実質的に考えても、売主に損耗の補償と利益の補償の双方を認めた場合には、契約が締結される以前の（利益は得ていないが、目的物は損耗していない）状況よりも、また、契約が存在しなかつたとすれば現在あつたであらう（目的物は損耗しているが、利益は得られていた）状況よりも、有利な状況に置かれることとなり、売主を不当に利する結果ともいえよう。

(2) また、カタラ準備草案の立場とその分析からは、利益の補償を肯定すべきか否かを判断するに際して、代金の利息が常に原状回復の対象とされていることとのバランスを考慮すべきか否かが問題となることが示唆される。すなわち、売買契約が遡及的に解消された場合を例にとるならば、売主は代金を実際に運用していたか否かにかかわらず、受領した代金に加え利息をも原状回復しなければならぬ。これに対し、利益の補償を否定した場合には、買主は、受領した目的物および実際に收受した果実のみを原状回復すれば足りることになってしまう。このことを不均衡だと考えるならば、つまり、買主が実際に收受した果実のみならず收受し得た果実をも原状回復の対象とするべきだと考えるならば、利益の補償を肯定することが正当化され得るのである。

(3) 以上からすれば、利益の補償を肯定すべきか否かを検討するにあたっては、①原状回復の目的に照らし、損耗の補償の肯否と方向性の点で矛盾しない解決が導かれなければならないとの視角、および、②代金の利息の扱いとのバランスを考慮するべきか否かという視角が重要であるように思われる。

なお、カタラ準備草案は、後者の視角に立つて、利益の補償を肯定する立場を採用したものと考えられる。もつとも、

同草案は、他方で、目的物の損耗についても原状回復の対象としているため（二一六四―五條）、前者の視角からすれば、原状回復権利者に二重の補償を認める結果となっている。このような帰結が、原状回復の方向性の点で矛盾を来すものであり、全部原状回復の原則に反するとの批判を免れ得るのか、今後の議論が注目されることである。

## 2 我が国における議論の再検討

(1) 以上をふまえて我が国における議論を再見してみると、前述の二つの視角のうち後者については、契約が解除された場合に、「双方給付の返還の対価的バランスを保つ」必要から五七五条を類推適用すべきだとの見解と一部共通する問題意識であるように思われる。

(2) これに対し、前者の視角については、そもそも、契約に基づいて給付された目的物の返還の問題と使用利益の返還の問題を区別して論じるものが少なかつたこともあってか、あまり問題とされてこなかつたようである。すなわち、我が国の判例や学説のなかに、譲受人の使用利益返還義務の可否の問題について、同人が目的物の損耗を補償すべき義務を負うか否かという問題との整合性を考慮して論じるものはみあたらない。

もっとも、原状回復の目的がどのように捉えられているかという視点から【4】判決をめぐる議論をみると、結論として使用利益返還義務を肯定する見解のなかに、理由づけを異にするものがみられることは興味深い。すなわち、田中博士や好美教授は、解除を理由とする原状回復の機能が「はじめから契約が成立しなかつたと同一の状態に回復すること」<sup>(80)</sup>にあり、それは「たんに過去の一時点の状態を再現するものではな」<sup>(81)</sup>いとしている。これに対し、実質的には目的物の価値減損分であるとの理由から使用利益の補償を肯定する北村博士は、これを「給付物の返還を契約締結前の原状

でいかに実現するかという問題」だと捉え、谷口博士は、北村博士の見解を引用して、「売買解除の場合の原状回復を觀念的にみれば、売主が代金とその利息を、買主が目的物とその目的物の使用による減損補償額、又目的物滅失の場合には売買による引渡しを受ける以前の客観的価格を返還することではなからうか」と指摘している<sup>(83)</sup>。前者は、原状回復の目的は、契約が存在しなかったとすればあったであろう状況を作り出すことにあると考えているのに対し、後者は、原状回復は、契約が締結される以前の状況を再現しようとするものだと考えているようにも思われる。

なお、【4】判決の調査官解説をみると、解除は「双務契約による取引の清算復元」を目的とする制度であり、「売買契約が解除された場合の原状とは、契約当事者間における給付当時の状態を意味するのであるから、給付受領者が既に給付を受けたもの（売買の目的物及びその利用による収益可能性）のすべてを返還してはじめて給付がなかったのと同じ状態が復元されたことにな」とされている<sup>(84)</sup>。このような説明は、原状回復の目的は契約が締結される以前の状況の再現にあると考えつつ、契約に基づく給付に、目的物のみならずその利用による収益可能性も含めることによって、使用利益の返還を肯定しようとするものといえるが、その当否については、損耗の補償の肯否の問題との整合性をふまえて、なお検討を要するところであろう<sup>(85)</sup>。

### 3 結びにかえて

本稿では、カタラ準備草案およびその前後に展開された議論の内容を紹介・検討することによって、財産権移転型契約が無効、取消しまたは解除によって解消された場合の使用利益返還義務の肯否を検討するにあたって重要となる二つの視角を示した。すなわち、①原状回復の目的に照らし、損耗の補償の肯否と方向性の点で矛盾しない解決が導かれなければならないとの視角、および、②代金の利息の扱いとのバランスを考慮するべきか否かという視角である。これら

の視角は、我が国における議論においては、正面から取り上げられてはいないまでも、見て取ることができるとは、  
った。

今後は、契約の無効、取消し、解除の効果をとどのように解すべきであるかをふまえて原状回復の目的が明らかにされるとともに、代金の利息の扱いとのバランスを考慮するべきか否かについてもさらなる検討が必要であろう。

(1) 貸借型契約が解消された場合の使用利益返還の問題については、本稿では扱わない。財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還の問題は、契約に基づく給付そのものの返還ではなく、これに付随する利益の調整に関する問題であるのに対し、貸借型契約が解消された場合の使用利益返還の問題は、契約に基づく給付そのものの返還とみることができ、両者では問題状況が異なっているものと思われるからである。

なお、貸借型契約が無効とされた場合の使用利益返還の問題について検討するものとして、油納健一「いわゆる『使用利益』返還義務の一考察——無効な利用型契約における『使用利益』を中心に——」神法四八巻三三六七五頁（一九九八年）がある。

(2) 例えば、高森八四郎「契約解除の原状回復義務は、不当利得の返還とどういう関係に立つか」椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権の展望』第五巻「契約の一般的課題」一五一頁（日本評論社、一九九〇年）。譲受人の譲渡人に対する使用利益返還義務について論じらるにあたって、そのことを指摘するものとして、花村広志「物から生じる収益と不当利得（三）・完」判タ七〇八号四三頁（一九八九年）。

なお、契約が無効とされまたは取り消された場合と解除された場合とをともに契約関係の清算局面の問題として統一的に把握するとしても、これらの場合における具体的な返還の問題が画一的に処理されるべきか否かについては、議論の余地がある（川村泰啓『商品交換法の体系——私的所有と契約の法的保護のメカニズム——』二七六頁以下（勁草書房、一九七二年）参照）。

(3) もっとも、近時、フランスにおける原状回復の諸制度について横断的な検討を試みる論考が連載を開始しており、注目される（齊藤哲志「フランス法における返還請求の諸法理（一）（二）（三）」法學協会雑誌二二六巻三三四四六三頁、五号一〇四九頁、一七二一頁（二〇〇九年））。

ここで注意しておくべきは、フランスでは、契約解消後の原状回復に関する問題は、一般的には、原因なき利得（enrichissement sans cause）の適用場面とは考えられていないことである（このことを指摘するものとして、関口晃「不当利得における因果関係」谷口知平教授還暦記念『不当利得・事務管理の研究』（二）六三頁（有斐閣、一九七〇年））。なお、フランスにおける原因なき利得については、de in rem verso 訴権の形成に関するものを中心に、優れた先行業績が存するが、ここでは立ち入らない。

財産権移転型契約が解消された場合の使用利益返還義務に関する覚書

同志社法学 六三卷三号 一〇六（一五六四）

- (4) Avant-projet de réforme du droit des obligations (Articles 1101 à 1386 du Code civil) et du droit de la prescription (Articles 2234 à 2281 du Code civil), Rapport à Monsieur Pascal Clément Garde des Sceaux, 22 septembre 2005.
- (5) 有体物の占有による使用利益または法定果実の返還義務の有無が問題とされた判例としては、ほかに、所有者に対抗し得る占有権原を有しない占有者の所有者に対する使用利益返還義務の有無が争われた事案に関する最判昭和三七年二月二七日判タ一三〇号五八頁や、元所有者の善意取得者に対する賃料相当額の返還義務の有無が争われた事案に関する最判昭和四二年一月九日判時五〇六号三六頁もある。もつとも、これらの判例は、いづれも、いわゆる侵害利益が問題となる事案に関するものであることから、本稿では採りあげなかった。
- (6) なお、前記【2】判決においては、催告金額が真の債務額である金三三万五〇〇〇円を五万円超過していたことが催告の効力を失わせるか、Xが「不法占拠」や「損害金」という語を用いていたことが、Yの使用利益返還義務を不当利得に基づいて認めることを妨げるかも争点となったが、本稿の問題関心から外れるため、立ち入らない。
- (7) なお、前記【3】判決においては、XがYに対して自動車返還義務に代わる価格返還義務を負うか否かも争点となったが、本稿の問題関心から外れるため、立ち入らない。
- (8) 最判昭和三五年一月二九日判時二四四号四七頁が、後に取り消された売買契約の買主が目的物である土地上に生えた竹を採取した事案において、隣地から地下茎が延びてきて生えた竹は土地の天然果実であるとして善意の買主にこれを伐採する権利があるとした原審の判断を是認していることから、判例は、売買契約が取り消された場合に一八九条の適用を認めていると考えられる。
- (9) 前記【4】判決は他人物売買の事案であったため、売買契約が解除されても売主に所有権が帰属することはなく、前記【3】判決と同様の理由づけによつては、買主の使用利益返還義務を肯定することができなかった。
- (10) 同判決は、そのうえで、「本件不当利得の返還は価格返還の場合にあたり、原物返還の場合には該当しないのみならず、前記運用利益をもって果実と同視することもできないから、右運用利益の返還義務の有無に関して、右法条の適用を論ずる余地はないものといわなければならない」として、前記運用利益を返還すべきか否かはもつぱら民法七〇三条の適用によつて決すべきだとした。そして、「おおよそ、不当利得された財産について、受益者の行為が加わるることによつて得られた収益につき、その返還義務の有無なしその範囲については……、社会観念上受益者の行為の介入がなくとも不当利得された財産から損失者が当然取得したであろうと考えられる範囲においては、損失者の損失があるものと解すべきであり、したがって、それが現存するかぎり同条にいう『利益ノ存スル限度』に含まれるものであって、その返還を要するものと解するのが相当である」として、運用利益返還義務を肯定した（破棄自判）。

- (11) 油納健一「不当利得と善意占有者の果実取却権——『使用利益』の問題を中心に——」龍法三卷四号二一八頁(二〇〇〇年)。
- (12) これに関連する問題として、規範競合の問題を検討する学説もあるが(四宮和夫「請求権競合論」一七一頁以下(一粒社、一九七八年)、鈴木祿弥「法律行為の無効・取消・解除の場合の給付物返還請求はどんな性質をもつか」幾代通「鈴木祿弥」広中俊雄「民法の基礎知識」一五〇頁以下(有斐閣、一九六四年)、「物権法の研究」(創文社、一九七六年)所収、二二九頁以下、本稿では立ち入らない。
- (13) 鳩山秀夫「増訂日本債権法各論(下)」八〇二頁以下、八四〇頁以下(岩波書店、一九二四年)等。
- (14) 我妻栄「法律行為の無効取消の効果に関する一考察——民法に於ける所有物返還請求権と不当利得との関係——」春木先生還暦祝賀論文集二二五頁(有斐閣、一九三二年)(我妻栄「民法研究Ⅱ」(有斐閣、一九六五年)所収、二六五頁以下)。
- (15) 我妻栄「事務管理・不当利得・不法行為」九〇頁(日本評論社、一九三七年)、同「債権各論」一〇七二頁(岩波書店、一九七二年)。
- (16) 谷口知平「不当利得の研究」二七六頁(有斐閣、一九四九年)、同「契約責任と事務管理・不当利得の関係」契約法大系刊行委員会編『契約法大系Ⅰ(契約総論)』一八三・一八四頁(有斐閣、一九六二年)。
- (17) 藤原正則「不当利得法」一三九頁以下(信山社、二〇〇二年)。
- (18) 五七五条の準用を主張する見解としては、広中俊雄「債権各論講義(第六版)」四〇九・四一〇頁(有斐閣、一九九四年)、加藤雅信「財産法の体系と不当利得法の構造」四五三頁以下(有斐閣、一九八六年)等がある。ただし、加藤教授は、代金の一部が未払いである等の理由から双方の不当利得返還請求権の対価的バランスが崩れている場合や、無効・取消原因が意思無能力、行為無能力、錯誤、詐欺、強迫等であって双方給付の対価的バランスが崩れた不当利得関係である場合には、五七五条の準用は否定され、利息と果実・使用利益の双方を返還させるべきだという。
- (19) 田中整爾「善意占有者の返還義務と不当利得」谷口知平教授還暦記念『不当利得・事務管理の研究(二)』一〇四・一〇五頁(有斐閣、一九七三年)。
- (20) 松坂佐一「事務管理・不当利得(新版)」一三八頁(有斐閣、一九七三年)。松坂博士の旧説は衡平説を前提とし、占有の不当利得という構成を前提として差額説を導入しようとした(松坂佐一「不当利得論」四一八頁(有斐閣、一九五三年)、同「事務管理・不当利得・不法行為」(有斐閣、一九五七年)一三三頁)。本文中に挙げた見解は、川村博士の批判(川村泰啓「返還されるべき利得の範囲(五)」判時三六五号四九頁(一九六四年)、同「契約の無効・取消と不当利得」契約法大系刊行委員会編『契約法大系Ⅶ(補卷)』一七三頁(有斐閣、一九六五年))を受ける等して、改説した後のものである。
- (21) 川村泰啓「給付利得制度——契約関係の場で固有に機能する不当利得制度」判評一四三号一〇九頁(一九七二年)。
- (22) 川村泰啓「所有」関係の場で機能する不当利得制度(二二)判評一四四号一一頁(一九七一年)。

なお、川村博士は、当初は、不当利得返還請求権に基づく使用利益の返還を否定するかにみえていたが(川村・前掲注(20)「契約の無効・取消と不当利得」一八一・一八二頁)、広中俊雄教授による、收受した果実や使用利益は「受領した給付」から生じたものであるとの批判(広中・前掲注(18)四〇九・四一〇頁)を受けた後に、本文に挙げた説明を付加している。

また、川村博士は、後に見る加藤教授と同じく、民法五七五条の適用を認めるかのような主張をしていたこともあること(川村泰啓「不当利得返還請求権の諸類型(二)」判評七七号六四頁(一九六五年))にも注意が必要である。

- (23) 山田幸二「物の利用・収益と不当利得(二・完)——民法一八九条と七〇三条との関係を中心として——」民商七九卷二号二六・二二七頁(一九七八年)〔現代不当利得法の研究(創文社、一九八九年)所収、四〇一頁以下〕。

- (24) 山田・前掲注(23)二三五・二三六頁〔前掲書四五九頁〕。

ここで、使用利益返還義務に関する山田博士の見解について、若干敷衍しておきたい。

同博士は、まず、有償の貸借型契約に関して、解除の場合と無効・取消の場合とで結論が相違するのは不当だとの問題意識から、後者の場合にも、賃貸借契約が解除された場合(契約が解除されるまでの間の借主の占有・利用権限は否定されないが、借主は貸主に対して賃料を支払わなければならない)、六二〇条参照)と同様の帰結を導くべきだとする。つまり、有償の財産利用型の契約関係が解消された場合には、非過及的処理がなされるべきであり、その結果、借主は貸主に対して使用収益の対価を支払わなければならないというのである。山田博士は、このことを指して、「有償の財産利用型契約が無効・取消により廃棄された場合には、その間に借主が利用収益した利益は返還される結果となる」と表現しているものと思われる。山田博士は、次に、財産権移転型契約の場合については、非過及的処理は当然には妥当しない(「買主の所有の意思をもって取得し使用する権限は、原則として過及的に消滅する」とする。しかし、「売買代金は、目的物の使用・利用価値と一体化している交換価値の対価であり、したがって、代金のうち使用・利用価値に相当する部分は既に付した使用収益の対価であるとみることができることから、その限度においては非過及的処理をするべきである(「既往については、財産利用型の給付関係のそれに準じて行われるべきである)」という。このように考えると、買主は、売買契約が解消されるまでの間の使用収益の対価を支払わなければならないこととなり、同博士は、このことを指して、「買主は、居住または運行情益の返還義務を負うことになる」と表現しているものと思われる。

以上のような山田博士の見解には、使用利益返還義務と目的物返還義務とを明確に区別している点や、解除の場合と無効・取消の場合とを統一的に解決しようとする視点等、示唆的な問題意識もうかがえる。しかしながら、同博士の見解には、他方で、貸借型契約の場合の賃料支払義務を使用利益返還義務と同視しているようにみえる点や、貸借型契約における解除の非過及的構成を財産権移転型契約にも及ぼしたうえ、そのことから買



主の使用利益返還義務を導いている点（このように考えると、売買契約が解消された場合には、従前の契約関係が賃貸借契約へと変性することになりかねない）等、論理の運び方に乱暴な点もみられるように思われ、にわかに賛同することはできない。

(25) 当時の学説の状況については、渡辺忠嗣「解除と収益（果実）返還義務——民法一八九条との関係を中心として——」近藤完爾＝浅沼武編『民事法の諸問題Ⅲ』三二頁以下（判例タイムズ社、一九七〇年）を参照。

(26) 渡辺・前掲注(25)三八頁以下。なお、我妻・前掲注(14)二二〇・二二二頁注(2)は一八九条の適用可能性を示唆している。

(27) 山下末人「契約解除における原状回復と不当利得」谷口知平教授還暦記念『不当利得・事務管理の研究(二)』(有斐閣、一九七二年)一四二頁。

(28) 山下・前掲注(27)二二〇頁・一四二頁。

(29) 前記【4】判決に対する評釈を分析・検討するものとして、川角由和「双務契約の解除の効果に関する一考察——いわゆる『使用利益』返還義務の帰趨」島大法学三三卷二頁一頁（一九八九年）『不当利得とは何か』（日本評論社、二〇〇四年）所収、三六三頁以下」がある。

(30) 瀬川信久「判批」法協九四卷二一頁二六八頁以下（一九七七年）。

(31) 加藤雅信「判批」ジュリ六四二号六七頁以下（一九七七年）。

(32) 田中整爾「判批」判評二二二二二二二〇頁（一九七六年）。

(33) 好美清光「契約の解除の効力——とりわけ双務契約を中心として——」遠藤浩＝林良平＝水本浩監修『現代契約法大系第二卷』一八五頁（有斐閣、一九八四年）。

(34) 北村実「判批」法時四八卷一〇号二七・一一八頁（一九七六年）。

(35) 川角・前掲注(30)三三頁以下（前掲書三九五頁以下）。

(36) 規定内容の詳細については、末尾の資料を参照された。

(37) 学説の中には、原因なき利得の適用を認めるものもあり、さらに、原状回復は非償弁済とも原因なき利得とも異なる準契約の一種であるとする見解も存在した（G. GUELPUCCI-THIBERGE, Nullité, restitutions et responsabilité, LGDJ, 1992, n° 657 et s.）。GUELPUCCI-THIBERGEによれば、原状回復を非償弁済や原因なき利得によって基礎づけることは要件および効果の面で不当であるが、原状回復は無効から直接生じるものではない。それは、無効の間接的な効果、より精確には、無効原因が付着し、後に無効とされた契約の履行として給付をしたという事実に基づけられるものだという。

なお、後記第一民事部二〇〇二年九月二四日判決が出されて以降も、原状回復が無効の溯及効の必然的結果であるとしても、無効とされた契約に

ついでなされた履行が、当該契約が存在しなかったにもかかわらずなされたものであることが否定されるわけではないとし、これを非償弁済の問題だとするものとし<sup>37</sup>、C. LARRONNET, *Droit civil, les obligations, le contrat*, 6<sup>e</sup> ed., Economica, 2007, n° 576 bis がある。また、無効化に関する規定中に原状回復に関わる準則が存在しな<sup>38</sup>ことから、必要に応じて非償弁済に関する規定を適用せざるを得ないとするものとして、J. FLOUR = J.-L. AUBERT = E. SAVAUX, *Droit civil Les obligations 1. L'acte juridique*, 14<sup>e</sup> ed. Sirey, 2010, n° 362がある。

(38) 第三章「債務」・第二小章「準契約」の中には、「非償弁済」と題する第二節（一三三〇条ないし一三三五条）と「原因のない利得」と題する第三節（一三三六条ないし一三三九条）が置かれている。

(39) 提案理由では、非償弁済に関する諸規定のほか、一六三〇条以下、一六四四条以下、一六五九条以下、一六七四条以下が、原状回復の問題を扱うものとして挙げられている。

(40) 非償弁済に関する一三三一条が「弁済を正当化していた債務がその後無効とされもしくは解除され、またはその他の方法により原因を失ったときは、原状回復が生じる」と規定していることとの関係が問題となるが、同条には、「疑問点…この規定は準契約の分野を越えるものである。これは、無効の理論に属する場合への拡張である。しかしながら、このような拡張は今日否定されている」との注記がなされている。

(41) Civ. 1<sup>re</sup>, 24 sept. 2002, Bull. n° 218.

(42) ただし、同判決の射程は無効訴権が時効により消滅したときには原状回復訴権も必然的に消滅するとした点に限られるべきであり、原状回復の問題は、契約の無効化に特有の目的のために必要な修正を加えたうえでなお非償弁済の準則によって処理すべきだとする見解もある（J.-L. AUBERT, note sous Civ. 1<sup>re</sup>, 24 sept. 2002, D. 2002, 369）。

(43) このような立場は、原状回復が契約の無効化や遡及効を伴う解除によって「当然」もたらされると定めると「一六二条一項にもあらわれているといえよう」。

(44) 「不当に受領した物が不動産又は有体動産である場合には、その受領者は、その物が存在する場合にはそれを現物で、その物が受領者のフォートによって滅失又は損傷した場合にはその価値を原状回復する義務を負う。その者がそれを悪意で受領した場合には、偶然事による滅失についても担保する」と規定する。同条に相当するカタラ準備草案一三三四条も「不当に受領した物が特定物である場合には、その受領者は、その物が存在する場合にそれは現物で、その物が受領者のフォートによって滅失又は損傷した場合にはその価値を原状回復する義務を負う。その者がそれを悪意で受領した場合には、偶然事による滅失についても担保する」と規定している。なお、現行民法典の訳にあたっては、法務大臣官房司法政調査部

編『フランス民法——物権・債権関係——』（法曹会、一九八二年）を参照した。

- (45) 「受領者の側に悪意があった場合には、その者は、弁済の日から元本に加えて利息または果実を原状回復する義務を負う」と規定している。なお、同条に相当するカタラ準備草案一三三三条の規定内容もこれと同じである。
- (46) 「単なる占有者は、その者が善意で占有する場合でなければ、果実を自己のものとしない。反対の場合には、その者は、その物の原状回復を要求する所有者に対し、その物とともに産出物を原状回復する義務を負う。当該産出物が現物で存在しない場合には、その価額は、償還の日付で評価される」と規定している。
- (47) C. GUELPUCCI-THIBERGE, *supra* note (37), n° 802 が引用されている。
- (48) 契約の無効化による原状回復の制度が、他の制度の影響を受けて変性しているという問題に関しては、C. GUELPUCCI-THIBERGE, *supra* note (37), n°s 741 et s. を参照。
- (49) なお、商事部の判決のなかには、用益の補償を肯定するもの (Com. 16 déc 1975, Bull. n° 308) と、否定するもの (Com. 11 mai 1976, Bull. n° 162) とがみられる。
- (50) Civ. 1<sup>re</sup>, 2 juin 1987, Bull. n° 183.
- (51) Civ. 1<sup>re</sup>, 11 mars 2003, Bull. n° 74.
- (52) Civ. 3<sup>e</sup>, 12 janv. 1988, Bull. n° 7.
- (53) Civ. 3<sup>e</sup>, 26 janv. 1994, RTD civ. 1994, 860, obs. J. MESTRE.
- (54) Xは、原審がXに不動産税の原状回復および既払いの売買代金に対する利息の支払いを命じた点についても破毀を求めていたが、退けられた。
- (55) Civ. 3<sup>e</sup>, 12 mars 2003, Bull. n° 63.
- (56) Y.-M. SERINET, *Faut-il « restituer » la jouissance du bien après annulation ou résolution du contrat de vente ?*, D. 2003, 2522, n°s 4 et 5.
- (57) Cass. ch. mixte, 9 juill. 2004, Bull. n° 2.
- (58) また、一三八二条を参照して、「無効とされた売買契約の善意の当事者のみが、フォートある当事者に対して、無効とされた契約の締結を理由として他人の被った損害の賠償を命ずべきことを請求することができる」とも判示した。
- (59) Com., 30 oct. 2007, Bull. n° 231 ; Civ. 3<sup>e</sup>, 19 déc. 2007, *Inédit*.

これらの判決については、①合同部二〇〇四年七月九日判決による解決が不履行による解除の事案にも及ぶとし、②用益の補償が否定されるのは解除前の使用についてのみであり、解除後の使用は違法とされるとし、さらに、③物の使用と物の摩耗とを区別し、後者は補償の対象とならした

と云ふことの意義があることが指摘されている（T. GENICON, RDC, 2008, 255）。

(60) なお、破毀院第三民事部二〇〇九年六月二四日判決（Civ. 3<sup>e</sup>, 24 juin 2009, Bull. n<sup>o</sup> 155）は、無効化は契約の効力を遡及的に失わせることによつて当事者を当初の状況に戻す効果を有すると判示しつつ、民法典一三〇四条を参照して、利益の補償を否定した原審を破毀しており、一見、合同部判決と矛盾する立場をとっているようにも見える。もっとも、同判決は、遡及的に解消された契約は賃貸借契約であつて、利益の補償は、無効とされた契約の履行としてなされた給付の価値による原状回復に相当するものであるから、合同部判決と必ずしも矛盾するものではない（v. en ce sens, Y.-M. SERINET, note sous Civ. 3<sup>e</sup>, 24 juin 2009, JCP 2009, 273, n<sup>o</sup> 24）。

(61) 合同部判決のごとく同様の指摘を「*en ce sens*」で G. FRANÇOIS, note sous Ch. mixte, 9 juillet 2004, JCP 2004, II, 10190, n<sup>o</sup> 5があげて。  
(62) Com., 21 juill. 1975, D. 1976, 582; Civ. 1<sup>re</sup>, 2 juin 1987, Bull. n<sup>o</sup> 183（前記【4】判決）。

(63) Com., 11 mai 1976, Bull. n<sup>o</sup> 162; Civ. 1<sup>re</sup>, 4 oct. 1988, Bull. n<sup>o</sup> 274; Civ. 1<sup>re</sup>, 22 nov. 1988, Bull. n<sup>o</sup> 334.

(64) Y.-M. SERINET, supra note (56), n<sup>o</sup> 11.

(65) 前記【A】判決においては一三三四条および一三〇四条のみが、前記【B】判決においては一一八四条のみが、それぞれ、参照されている。  
(66) 前記【C】判決においては五五四条および一六四四条ないし一六四六条の全体が、前記【D】判決においては五五四条および一一八三条および一一八四条の全体が、前記【E】判決においては一三七一一条および原因なき利得を支配する原則が、それぞれ参照されている。

(67) Ph. STOFFEL-MUNCK, note sous Ch. mixte, 9 juillet 2004, RDC, 2005, 280.

(68) J. MESTRE et B. FAGES, note sous Ch. mixte, 9 juillet 2004, RTD civ. 2005, 125.

(69) G. FRANÇOIS, supra note (61), n<sup>o</sup> 4.

(70) R. LIBCHABER, note sous Ch. mixte, 9 juill. 2004, Defrénois, 2004, Art. 38035, spéc. p. 1403.

(71) R. Wintgen, L'indemnité de jouissance en cas d'antéajustement rétroactif d'un contrat translatif, Defrénois 2004, 37942, n<sup>o</sup> 9.

(72) WINTGEN は、利益と果実は同じに扱われるべきであると理由から、利益の補償は認められるべきだとしている。例えば、目的物が不動産である場合、買主が当該不動産に居住して家賃を節約するのとそれを賃貸して家賃を得るのとは、当該不動産に関する二つの利益の仕方であると考へられ、利益と果実は経済的には同じ価値を表すものである（R. WINTGEN, supra note (71), n<sup>os</sup> 12 et s.）。

(73) R. WINTGEN, supra note (71), n<sup>os</sup> 16 et s.

(74) R. WINTGEN, supra note (71), n<sup>os</sup> 21 et s.

- (75) このような理由は WINTGEN が論拠としているところと共通するものであり、提案理由でも WINTGEN の論考が引用されている。
- (76) F. JURÉDIEU, Les restitutions après annulation du contrat dans l'avant-projet de réforme de droit des obligations et de la prescription, in La théorie des nullités, LGDJ, 2008, p. 263 et s.
- (77) F. JURÉDIEU, supra note (76), p. 266.
- (78) G. KESSLER, Restitutions en nature et indemnité de jouissance, JCP, 2004, I, 154, n° 18.
- (79) 加藤・前掲注 (18) 四五三頁以下。
- (80) 田中・前掲注 (32) 二〇頁。
- (81) 好美・前掲注 (33) 一八三頁。
- (82) 北村・前掲注 (34) 一一七・一一八頁。
- (83) 谷口知平「判批」民商七五卷四号一七八頁（一九七七年）。
- (84) 島田禮介「判解」曹時二九卷一〇号一五〇頁（一九七七年）。
- (85) なお、現在進行中の民法（債権関係）改正作業においては、不当利得に関する規定は改正の対象となっていないものの、無効および解除に関する規定はいずれも改正の対象となっており、無効または解除によって契約が解消された場合の原状回復の範囲に関する議論がなされている。
- 先だって公表された「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」では、解除による原状回復について、「解除による原状回復義務に関し、金銭以外の返還義務についても果実や使用利益等を付さなければならぬ」とする判例・学説の法理を条文に反映させる方向で、具体的な規定内容について、更に検討してはどうか」とされ、その際に検討するべき点として、「原状回復義務の目的の価値が時間の経過により減少した場合の処理の在り方及び規定の要否」が挙げられており、注目される（商事法務編「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」四七頁以下（商事法務、二〇一一年 参照）。これに対し、無効による原状回復に関しては、使用利益に関する具体的な提案はみられない（同二六七頁以下）。もともと、法制審議会第一一回会議における議論をみると、使用利益を返還させることは是非に関連する発言もなされているところであり、今後の議論が注目される。

## 〔資料〕

### カタラ準備草案試訳(抄)

第三章「債務」第一小章「契約及び合意による債務一般」  
第三節「合意の効果」第六款「契約解消後の原状回復」(一  
一六一条ないし一一六四―六条)

一一六一条 契約の無効化または解除による、解消後の原  
状回復は、以下の準則 (regle) により規律される。

これらの準則は、特別の規定または合意のない限り、他  
の原状回復の場合、とりわけ遡及効を生じさせる失効  
(caducité) にも適用される。

#### 第一目 原則

一一六二条 契約の無効化および遡及効を伴う解除は、当  
然に、契約の履行の際に受領した利益の全部の、かつ、必  
要があれば相互的な原状回復をもたらす。

無効化または解除が当事者の一方に帰責されるときは、  
その当事者は、これに加えて、全ての損害を賠償しなけれ  
ばならない。

一一六二―一条 原状回復債務は、もとの債務の弁済のた  
めに約定された担保を享受する。

原状回復債務は、それをもたらす無効化または解除と同  
じ時効期間に服する。

一一六二―二条 無効または解除の訴えを受理した裁判官  
は、請求がない場合であっても、職権により、原状回復に  
つき判示することができる。

裁判官は、原状回復にかかる代替可能な負債 (debtie  
fongible de restitution) について、裁判上の相殺を言い渡  
すことができる。

無効化または解除の判決は、原状回復債務に適用される  
時効の転換 (intervention de la prescription) を引き起す。

一一六二―三条 公序、良俗、またはより一般的に強行性  
をもつ準則に故意に反した者は、すべての原状回復を拒否  
され得る。

#### 第二目 原状回復の方法

一一六三条 原状回復の方法は、契約の履行としてなされた給付の性質による。

一一六三一条 為すまたは為さない債務の履行がなされた後は、原状回復は価値によってなされる。

原状回復の額は、原状回復の日において評価される、当事者が契約の履行から得ることができた直接および間接的な利益を考慮して、算定される。

一一六三二条 金額の原状回復は、等価物 (equivalent) によってなされる。その場合、原状回復は、契約で定められた数額に限られる。

一一六三三条 特定物の原状回復は、その物が未だそれを受領した者の手元にあるときは、現物によってなされる。その物が、意図的もしくは偶発的な毀損 (destruction)、変形 (transformation) または組入れ (incorporation) によって、もはや特定不能 (individually) となったときは、価値によってなされる。

その物が、一部のみ毀損し、変形し、または組入れられたときは、原状回復を受ける者は、あるいは価値による全部原状回復か、あるいは一部原状回復および価値による補完 (complement) かを選択する権利が与えられる。

一一六三四条 金銭を除く種類物の原状回復は、原状回復を受ける者が価値によって受け取ることを選択しない限り、等価物によってなされる。

一一六三五条 原状回復されるべき物が偶発的にまたは第三者の所為によって滅失したときは、原状回復は、当然に、代位によって、保険金もしくは損害賠償金または補償債権に及ぶ。

原状回復されるべき物が売却されたときは、原状回復は、当然に、代位によって、売買代金または売買代金債権に及ぶ。

一一六三六条 原状回復が現物によりまたは代位によりなされないすべての場合において、裁判官は、債務の弁済日におけるそのものの状態に応じて、判決時において物の価値を評価する。

### 第三目 補足規定

一一六四条 原状回復は、なされた給付の元物 (principal) および弁済日からの付帯的利益 (accessory) を対象とする。

一一六四―一条 原状回復されるべき金額の付带的利益は、法定利率による利息および代金を受領した者の手もとで代金のほかに支払われた税金を含む。

一一六四―二条 原状回復が金銭を除く物を対象とするとき、付带的利益は、その物がもたらした果実および用益 (jouissance) を含む。

天然果実、生産果実または民事果実の原状回復は、現物が存在しない場合は、債務の弁済日における物の状態に依りて、償還 (reimbursement) の日において評価される価値によってなされる。収益の一部が返還する者による物の改良からもたらされるときは、原状回復は、その物が当初の状態において生み出したであろう収益に応じてなされる。

用益の原状回復は、裁判官によって、判決時において評価される。

一一六四―三条 契約によって生じた費用 (fray) は、無効化または解除が帰責される当事者に負担させることができる。

一一六四―四条 物に関する費用は、原状回復の対象となり得る。

物の原状回復を受ける者は、原状回復をする者に対して、物の保管に必要な全ての支出 (dépense) を考慮に入れなければならない。

物の原状回復を受ける者は、また、原状回復をする者に対して、物の状態を改良した支出についても、それが物の価値を増加させた範囲において、考慮に入れなければならない。

一一六四―五条 反対に、物を原状回復しなければならぬ者は、物の価値を下落させまたは喪失 (perte) を生じた破損 (dégradation) および損傷 (détérioration) について責任を負う。

一一六四―六条 原状回復される物について生じる増価 (plus-values) および減価 (moins-values) は、原状回復の日において評価される。